

第3章 青梅市の自殺対策における取組

1 基本方針

令和4（2022）年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」と本市の現状を踏まえ、以下の4つを「自殺対策の基本方針」とします。

（1）生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まるとされています。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

自殺防止や遺族支援といった取組をはじめ、地域において「生きる支援」に関するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として引き続き推進していきます。

（2）関連施策との有機的な連動による総合的な施策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会的・経済的な視点を含んだ様々な分野の関係者や組織等が密接に連携する包括的な取組が重要です。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、いじめ等関連の分野においても同様に様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

また、各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切にサービスを受け、誰一人取り残されることのない地域社会づくりをさらに推進していきます。

(3) 対策の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援レベル」、「地域連動レベル」、「社会制度のレベル」、それぞれのレベルにおいて強力にかつ、それを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じることが必要です。

本市では、以下に掲げる一次予防と二次予防に重点をおいて取組を推進します。

- 一次予防（事前対応）とは
心身の健康の保持増進についての取組や自殺の実態や自殺対策の正しい知識の普及啓発の取組
- 二次予防（危機対応）とは
自殺の兆しを早期に発見するため、相談・支援の充実による自殺の防止や対象等に応じた取組
- 三次予防（事後対応）とは
自殺未遂者や遺族へのケアと支援の充実に向けた取組

(4) 実践と啓発の両輪としての推進

自殺に追い込まれるということは、「誰にでも起こり得る危機」ですが、一般的に、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないといわれています。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが大切であるということが、地域全体の共通認識になるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家や相談機関につなぐことができるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

2 施策体系

本市の自殺対策は、大きく2つの施策群で構成しています。国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」で、すべての区市町村が共通して取り組むべきとされる「基本施策」と、本市の自殺の実態を踏まえて定めた「重点施策」です。

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない基盤の取組です。そのため、「事前対応」と「危機対応」の段階に該当し、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅した、重層的かつ幅広い内容となっています。

一方、「重点施策」は、2章で取り上げた本市における自殺の現状に関する分析と、いのち支える自殺対策推進センターの地域自殺実態プロファイルを受けて、前計画から重点を置いていた「こども・若者に対する支援」「高齢者に対する支援」「無職者・失業者・生活困窮者に対する支援」「自殺手段・ハイリスク地としての対策」のほかに、今回の計画改定に伴い、新たに「女性に対する支援」を追加しました。

こうした5項目に焦点を絞り、それぞれの対象に関わる様々な施策を集め、一体的かつ包括的な施策としています。

以上をもとに、全庁一丸となって「生きることの包括的支援」を推進し、自殺対策に取り組んでいきます。

基本施策

1. 地域におけるネットワーク強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援

重点施策

1. こども・若者に対する支援
2. 高齢者に対する支援
3. 無職者・失業者・生活困窮者に対する支援
4. 自殺手段・ハイリスク地としての対策
5. 女性に対する支援 ←新規

<SDGs (持続可能な開発目標)の達成を意識した取組>

SDGs (エス・ディー・ジーズ=持続可能な開発目標)は、平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指しています。

日本においても積極的に取り組まれており、多くの自治体でその方向性を踏まえたまちづくりを推進しているほか、企業活動を通じてSDGs実現に貢献しようとする取組が行われるなど、持続可能な社会に向けた意識と行動が社会全体に浸透してきています。

青梅市のいちを支える自殺対策計画においても、掲げられた施策を推進していくことが自殺対策のみならず、SDGsの達成のうえでも重要といえます。本章では、各施策とそれに関連するSDGsバッジを掲載します。



「#」マークが付いている取組は、詳細等を確認できるリンク先を資料編の「5 各種事業のご案内（55 ページから）」に掲載しています。

3 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない基盤の取組のことを意味し、「地域におけるネットワーク強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」の4つからなります。

これらの施策それぞれを強力かつ総合的に推進することで、本市における自殺対策の基盤をさらに強化します。

基本施策1 地域におけるネットワーク強化



自殺は、経済・生活問題、健康問題、家庭問題など様々な要因が複雑に関係しています。全庁で自殺対策を推進するため、庁内体制の構築を図ります。

また、困難な課題を抱える人に対し、地域での細やかな見守り支援と、地域・関係機関・行政のネットワークの強化により、幅広く連携した自殺対策に取り組みます。

(1) 地域におけるネットワークの強化

基本施策1-取組内容	担当課
民生委員・児童委員等と連携し、地域で日常的な見守りや助け合いのネットワークを強化し、民生委員・児童委員と健康課および地域福祉課との連携を進めます。#1	地域福祉課
橋梁等における特定の地域や手段を用いた自殺対策について、関係各所と情報共有をして連携を図ります。	健康課

基本施策2

自殺対策を支える人材の育成



地域の自殺対策は、それを担い支える人材がいて、はじめて機能するものです。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進するうえでの基礎となる重要な取組です。

市職員や関係機関の職員をはじめ、地域、教育機関および事業者等で自殺対策に関わる人材であるゲートキーパーを幅広く養成し、地域ぐるみで自殺対策を推進します。

(1) 自殺対策を支える市民の育成

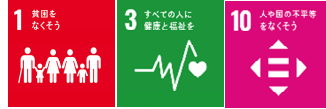
基本施策2-取組内容	担当課
身近な地域で支え手となる市民を養成することで、誰もが自然にゲートキーパーとしての役割が取れるようなつながりのある地域づくりに努めます。	健康課

(2) 自殺対策を支える職員の育成

基本施策2-取組内容	担当課
自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える職員を育成するために、ゲートキーパー養成研修を実施し、自殺対策やゲートキーパーに関して正しく学ぶ機会を提供します。	健康課

「#」マークが付いている取組は、詳細等を確認できるリンク先を資料編の「5 各種事業のご案内（55 ページから）」に掲載しています。

基本施策3 住民への啓発と周知



相談窓口に関する情報を、容易に知ることができるように、多くの機会を捉え、様々な相談機関の情報を発信していきます。

また、誰かに助けを求めることを社会全体の共通認識となるよう普及啓発するとともに、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭する啓発活動に取り組みます。

(1) 自殺対策強化月間における普及啓発

基本施策3-取組内容	担当課
国の自殺予防週間や東京都の自殺対策強化月間に併せて、市役所でのパネル展示やリーフレット配布を実施し、自殺予防に関する普及啓発を行います。	健康課

(2) 相談窓口等の周知

基本施策3-取組内容	担当課
広報やホームページ等を通じて、電話相談・SNS相談の情報や、自死遺族のわかちあいの会に関する情報の周知を図ります。#2	健康課
地域コミュニティの拠点である市民センターにおいて、周知物の配布やポスター掲示により地域活動団体等へ啓発します。	市民活動推進課

(3) こころの体温計の運用

基本施策3-取組内容	担当課
広報やホームページ等を活用して「こころの体温計」を周知し、多くの人にこころの健康状態を見つめ直すきっかけを提供します。#3	健康課

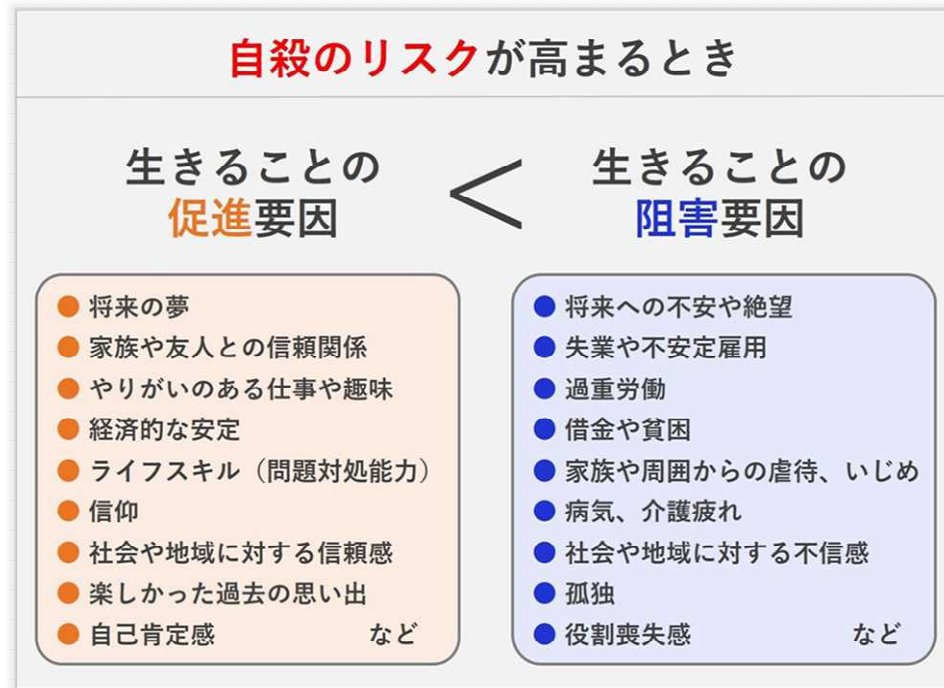
「#」マークが付いている取組は、詳細等を確認できるリンク先を資料編の「5 各種事業のご案内（55 ページから）」に掲載しています。

基本施策4

生きることの促進要因への支援



自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回った時です。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、悩みを抱える人への支援や居場所づくり、就労支援等の充実を図ります。



(1) 生きることの促進要因への支援

基本施策4-取組内容	担当課
東京都や民間事業者が実施している相談窓口の把握に努め、自殺を考えている人やその家族、友人から相談を受けた場合に、適切な支援先につなげます。	健康課
こころの悩みを抱えたり、自殺を考えていたりする人やその家族、友人が、必要なときに適切な相談を受けられるよう、相談窓口の把握・周知に努めます。#4	市民安全課
生活、就労、住宅、ひきこもりなど様々な悩み事を属性や世代を問わず相談を受ける体制を整備・強化していきます。#5	地域福祉課
税金等の窓口において相談を受ける中で、多重債務の状況を早期に捉え、担当課に案内できるよう窓口体制の強化を図ります。	保険年金課 課税課 収納課 介護保険課
多重債務問題対策の研修を受講する等、情報収集に努め、窓口体制を強化します。	市民安全課
青梅市図書館資料選定基準、3類 社会科学の社会病理にもとづき、図書選定について慎重に対応します。	社会教育課

「#」マークが付いている取組は、詳細等を確認できるリンク先を資料編の「5 各種事業のご案内（55 ページから）」に掲載しています。

基本施策4-取組内容	担当課
緊急の保護または自立のための援助を必要とする女性およびその者の同伴する児童に対し、生活全般の相談や援助を行うとともに、配偶者等からの暴力（DV）やストーカー被害に悩んでいる人に対する支援を行います。	配偶者暴力担当課
婦人相談員による相談支援を継続し、配偶者からの暴力被害相談等、各種悩みに応じた相談を行います。	配偶者暴力担当課
多重債務問題を抱えている方の相談窓口として、消費者相談室の体制を強化するとともに、必要に応じて専門機関につなげていきます。また、東京都と連携し、特別相談「多重債務110番」を行います。#6	市民安全課
社会保険労務士による労働相談を月1回行い、賃金、労働時間、退職、解雇等の労働条件や労働安全衛生等の労働問題に関する相談を受け付けます。#7	商工業振興課
犯罪被害者等からの相談に対して、担当者が話を聞き、関係機関や関係部署との調整を行い、包括的に支援します。	市民安全課
啓発用リーフレットを活用し、多様な性への理解促進に努めます。	市民安全課

基本施策4-取組内容	担当課
相談支援事業を通じて精神障害者への相談支援を行います。#8	障がい者福祉課
日中の活動場所の確保や就労支援等を通じて、地域における障害者の居場所づくりに取り組みます。#9	障がい者福祉課
入院患者に対して身体疾患に合併した精神症状を伴う場合等において、心理的ケアを行います。	医事課
自殺未遂等により身体疾患で救急患者として搬送されてきた患者に対して、各診療科医師と精神科医師が連携をとり、精神症状を併発している患者に適切に対応します。	医事課

4 重点施策

本市では、平成31（2019）年から令和5（2023）年の5年間で、136人（男性93人、女性43人）が自殺で亡くなっています。そのうち54人（男性37人、女性17人）は60歳代以上で、およそ2.5人に1人という高い割合を高齢者が占めています。

自殺に至った原因・動機は、「健康問題」が26.1%と最も高く、「経済・生活問題」12.7%、「家庭問題」6.7%、「勤務問題」5.5%の順に高くなっており、これらは人生の中で誰もが直面する可能性のある問題といえます。そのため、そうした問題を抱えたときの対処方法や、助けを求めることのできる相談・支援先についての正確な情報等を、こどもの頃からあらかじめ知っておくことが重要です。

また、令和4（2022）年に見直された国の自殺対策大綱においては、新たに「女性の自殺対策」が重点施策に追加されました。本市においても、過去5年間平均（平成31（2019）年～令和5（2023）年）の女性の自殺死亡率が、全国自殺死亡率を上回っていることから、「女性の自殺対策」を推進していく必要があると考えます。

こうした状況を踏まえ、本市では、前計画の「こども・若者に対する支援」「高齢者に対する支援」「無職者・失業者・生活困窮者に対する支援」「自殺手段・ハイリスク地としての対策」のほかに、今計画より、「女性に対する支援」も重点的に進め、「誰も自殺に追い込まれることのない青梅市」の実現を目指して、これを重点的かつ積極的に展開していきます。

重点施策 1

こども・若者に対する支援



本市における、過去5年間（平成31（2019）年～令和5（2023）年）の自殺者数136名のうち、20歳未満の自殺者数は2名となっており、他の年代と比較すると全体に占める割合は低い状況にあります。

しかし、幼少期における貧困・虐待や性被害等の体験、親との離死別、ヤングケアラーの問題等は、その人の将来の自殺リスクを高める要因にもなりかねません。早い段階で問題への対処方法や支援先に関する正確な情報を身に付けられるように、児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育の推進や児童生徒や保護者等の自殺リスクの早期発見に努めるとともに、包括的な支援を推進していきます。

（1）児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

重点施策1-取組内容	担当課
適切な援助希求行動ができるよう「命の大切さを実感できる教育」、「様々な困難・ストレスの対処法を身に付けるための教育」、および「こころの健康の保持にかかる教育」を行います。	指導室

（2）こども・若者の抱えやすい課題に着目した相談や支援の充実

重点施策1-取組内容	担当課
若者やその家族を対象として、幅広い分野にまたがる若者の問題の相談を受け、適切な支援につなぐことで、若者の自立を後押しします。	子育て応援課
いじめをはじめ、友人関係、学校生活、家族関係、こころの悩み等について、児童・生徒やその保護者等を対象に、教育相談所で電話相談および来所相談を行います。#10	学務課
SNSによるトラブル等に対して適切な対応ができるよう支援します	子育て応援課 指導室
こどもの行動やこころの発達の問題に関して、本人や家族、教員等からの相談に応じ、問題の早期発見、早期解決に努めます。	指導室

「#」マークが付いている取組は、詳細等を確認できるリンク先を資料編の「5 各種事業のご案内（55 ページから）」に掲載しています。

(3) ICTを活用した若者へのアウトリーチの強化

重点施策1-取組内容	担当課
児童・生徒がいじめについて気軽に相談できるよう、メールを活用した相談を行います。	学務課

(4) 社会全体で若者の自殺リスクを低減させるための取組

重点施策1-取組内容	担当課
保護者会やセーフティ教室を通じて、こどもがインターネットや携帯電話を使用する際の危険性について情報提供を行い、正しい使い方の啓発を行うとともに「SNS 家庭ルール」づくりを推奨し、有害な情報から守る取組を行います。	指導室
子育てひろば等の、こどもや保護者が気軽に立ち寄れる地域の居場所づくりに取り組みます。 #11	子育て応援課
児童虐待防止の普及啓発や関係機関との連携を強化し、児童虐待の発生予防や早期発見・適切な支援の提供を行います。#12	こども家庭センター

重点施策1-取組内容	担当課
東京都が「青少年の健全育成を阻害する図書類」として指定した、著しく自殺を誘発する図書類等について、青少年への不売等の周知に努めます。	子育て応援課
青梅市青少年問題協議会の青少年健全育成事業を通じて、インターネット・携帯電話等の悪影響や過度なめり込みから青少年を守るため、各家庭での利用に関するルール作りを支援します。	子育て応援課

重点施策2 高齢者に対する支援



本市における、過去5年間（平成31（2019）年～令和5（2023）年）の自殺者数136人のうち、60歳以上の自殺者数は54人と、およそ2.5人に1人にのぼります。自殺死亡率を見ると、男性の全国平均が60歳代で24.3、70歳代で25.6、80歳代以上では33.5であるのに対し、本市ではそれぞれ、60歳代が35.5、70歳代が31.0、80歳代以上が30.5となっています。

一方、女性においては、全国平均が60歳代で11.2、70歳代で12.4、80歳代以上では12.0であるのに対し、本市ではそれぞれ60歳代が11.2、70歳代が14.2、80歳代以上が13.4となっており、男性、女性ともに年代によって差はあるものの、全国平均より高い値となっています。

高齢者は、配偶者や家族との死別・離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱える可能性があります。また、地域との繋がりが希薄だと問題の把握が遅れ、自殺のリスクが高まる恐れもあるため、高齢者とその支援者が、社会的に孤立することなく、他者と関わり、生きがいを感じられるような地域づくりを進めるとともに、必要な情報が本人に届くよう支援体制を強化していきます。

（1）包括的な支援のための連携の推進

重点施策2-取組内容	担当課
見守り支援ネットワーク協力事業者の拡充により、地域での見守りの目を増やし、高齢者の異変を早期に発見できる体制づくりを推進します。 #13	高齢者支援課
見守り支援ネットワーク事業協定にもとづき、民間事業者と連携し、日常業務において緩やかな見守りを行うネットワークを充実していきます。	高齢者支援課
官民を問わず、多様な機関との連携・協働による地域包括支援センターの機能強化により、高齢者の実態把握に努め、高齢者本人、家族、近隣住民からの相談に対して総合的・専門的な視点からの支援を行います。	高齢者支援課
生活支援体制整備事業を通じて、地域住民による見守り体制の強化に努めます。	高齢者支援課
地域包括支援センターの取組において、独居高齢者、高齢世帯、多問題家族、認知症等を抱える高齢者に対し、速やかに必要なサービスにつなげることができるよう、民生委員、キャラバンメイト、認知症サポーター、介護予防リーダー、介護事業所等とのネットワークを密にして、早期相談体制の充実を図ります。#14	高齢者支援課

「#」マークが付いている取組は、詳細等を確認できるリンク先を資料編の「5 各種事業のご案内（55 ページから）」に掲載しています。

重点施策2-取組内容	担当課
地域包括支援センターの取組において、医療・介護等の関係機関との多職種連携等を行い、相談支援体制の強化を図ります。また、介護支援専門員を対象に研修会等を行います。	高齢者支援課
高齢者のくらしの中で巻き起こる悩みごとやトラブルなどについて、いつでも相談できる体制を充実させていきます。 また、青梅警察署、地域包括支援センター等と連携し、高齢者の消費者被害を防ぐための見守り活動を推進していきます。	高齢者支援課

(2) 地域における要介護者に対する支援

重点施策2-取組内容	担当課
高齢者が要介護状態になっても、地域で自立した生活ができ、可能な限り住み慣れた地域で生活していくことができるよう、必要な介護サービスが受けられる環境づくりに努めます。#15	介護保険課 高齢者支援課

(3) 高齢者の健康づくりに対する支援

重点施策2-取組内容	担当課
地域包括支援センター等で、健康に関する相談や助言を行うことで、高齢者自らが、適切な健康管理を行うことができるよう支援します。	高齢者支援課
健康や栄養に関する個別の相談事業を定期的実施して、高齢者自らが、適切な健康管理を行うことができるよう支援します。#16	健康課
市の介護予防オリジナル体操である「梅っこ体操」の普及等、介護予防運動の普及・啓発を通じて、健康づくりや介護予防を支援します。#17	高齢者支援課

(4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

重点施策2-取組内容	担当課
高齢者クラブやシルバー人材センターの運営に対する支援を通じて、高齢者が社会で活躍する機会を拡充します。 また、高齢者の孤独・孤立を予防するために、介護予防教室、交流事業等を行います。	高齢者支援課

「#」マークが付いている取組は、詳細等を確認できるリンク先を資料編の「5 各種事業のご案内（55 ページから）」に掲載しています。

重点施策3

無職者・失業者・生活困窮者 に対する支援



失業は自殺のリスク要因の一つであり、本市の過去5年間（平成31（2019）年～令和5（2023）年）における自殺者全体に占める無職者の割合は58%と過半数にのぼります。

同じ過去5年間における、「経済・生活問題」を理由とする自殺者数は、全体の12.7%となっており、生活困窮者の自殺リスクは深刻であるといえます。無職や失業状態に至った背景は、社会経済状況や雇用環境の悪化のほか、心身面の課題や障害、職場の人間関係などの問題から就労が困難になるなど、社会や個人の状況により様々に異なります。

また、地域やその他の場所で親密な人間関係や居場所等を有していない場合、失業によって経済生活面での困難のみならず、職場での人間関係を失うことで社会的なつながりが断たれ、孤独や孤立状態に陥るリスクも高まります。

そのため、無職者・失業者・生活困窮者に対する自殺対策は、生活困窮者支援や孤独・孤立対策等の各種関連施策等とも連携させながら、包括的に推進していきます。

（1）相談支援の推進

重点施策3-取組内容	担当課
生活、就労、住宅、ひきこもりなど様々な悩み事について、属性や世代を問わない相談支援を研修等を通じて知識と技術の向上に努めつつ、各種専門機関と連携を図りながら推進します。 #18	地域福祉課

重点施策4

自殺手段・ハイリスク地としての対策



本市は山間部や河川部等が多く、地形的に川面から高さがあることから、市内外から橋りょうでの飛降り自殺を目的に訪れる人が多くいます。

本市の過去5年間（平成31（2019）年～令和5（2023）年）における自殺の企図手段を見ると、飛降りの割合が19.9%となっており、全国の11.5%と比較して高い値になっています。

また、青梅市民の自殺者数である「住居地」の数値と、市内で発見された自殺者数である「発見地」の数値を比較すると、平成31（2019）年～令和5（2023）年の過去5年間で、「住居地」136人に対して、「発見地」は164人となっており、青梅市外から本市を訪れて自殺を図る人が多いことが分かります。

本市では、平成29（2017）年から関係機関が構成員となる「橋梁自殺対策協議会」を設置し、橋りょうからの飛降り防止対策に取り組んできました。これまでに神代橋と奥多摩橋の高欄かさ上げをしており、今後も、協議会において対策を協議・実施していきます。

（1）橋りょう自殺対策

重点施策4-取組内容	担当課
自殺を抑制する効果を期待して、多摩川にかかる橋りょうのかさ上げ工事を東京都に要請し、平成30年度に神代橋、令和3年度に奥多摩橋のかさ上げが完了しました。引き続き万世橋についてもかさ上げ工事の早期実現を求めています。また、かさ上げによる効果の検証と、必要により他の橋りょうの安全対策についても検討します。	健康課

（2）青梅市を訪れる方への普及啓発

重点施策4-取組内容	担当課
平成28年度、市内JR駅舎内等に啓発看板を設置し、啓発を行っています。今後も普及啓発の充実を図ります。	健康課

「#」マークが付いている取組は、詳細等を確認できるリンク先を資料編の「5 各種事業のご案内（55 ページから）」に掲載しています。

重点施策5 女性に対する支援



コロナ禍以前より、女性の自殺要因に非正規雇用の問題や家庭問題・育児や介護の問題が散見されてきました。コロナ禍による生活環境の変化を受けてDV問題が顕在化するなど、課題が多い状況となっています。

そのような中、過去5年間（平成31（2019）年～令和5（2023）年）における女性の自殺死亡率の平均は、全国の10.5に対して、本市は13.1と全国より高い値となっています。そのため、女性向け自殺対策を重点施策として新たに持ち上げ、取り組んでいきます。

（1）妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援

重点施策5-取組内容	担当課
子育て世代包括支援センター（こども家庭センター型）においては、すべての母子と関わり、心身の状態を把握する母子保健事業を通じて、要支援状態にある母子を早期に把握し、適切な支援につなげます。また、「エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）」を活用し、出産後間もない産婦の育児状況や健康状態を把握します。#19	こども家庭センター

（2）女性の健康づくりの推進

重点施策5-取組内容	担当課
国および東京都の女性の健康づくり週間に合わせて、女性の健康づくりに関連した事業やパネル展示を実施します。	健康課

5 各取組の数値目標

施策群	取組内容	担当課	評価指標	評価指標の現状値 (令和5(2022)年度)	評価指標の目標値
基本施策2	身近な地域で支え手となる市民を養成することで、誰もが自然にゲートキーパーとしての役割が取れるようつながりのある地域づくりに努めます。	健康課	ゲートキーパー養成研修の受講者数 (市民)	62人/2回	60人/年
基本施策2	自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える職員を育成するために、ゲートキーパー養成研修を実施し、自殺対策やゲートキーパーに関して正しく学ぶ機会を提供します。	健康課	ゲートキーパー養成研修の受講者数 (職員)	— (未実施)	30人/年
基本施策3	広報やホームページ等を活用して「こころの体温計」を周知し、多くの人にこころの健康状態を見つめ直すきっかけを提供します。	健康課	「こころの体温計」のアクセス件数	18,370件	20,000件/年
重点施策2	見守り支援ネットワーク協力事業者の拡充により、地域での見守りの目を増やし、高齢者の異変を早期に発見できる体制づくりを推進します。	高齢者支援課	新規協力事業者数	0事業者 ※年度末時点の協力事業者は44社	1事業者/年

施策群	取組内容	担当課	評価指標	評価指標の現状値 (令和5(2022)年度)	評価指標の目標値
重点施策2	地域包括支援センターの取組において、医療・介護等の関係機関との多職種連携等を行い、相談支援体制の強化を図ります。また、介護支援専門員を対象に研修会等を行います。	高齢者支援課	多職種ネットワーク連絡会開催数	1回	1回/年
重点施策2	健康や栄養に関する個別の相談事業を定期的に実施して、高齢者自らが、適切な健康管理を行うことができるよう支援します。	健康課	健康相談の実施回数	12回	12回/年
重点施策2	市の介護予防オリジナル体操である「梅っこ体操」の普及等、介護予防運動の普及・啓発を通じて、健康づくりや介護予防を支援します。	高齢者支援課	梅っこ体操を実施した教室やイベントの参加者数	158人	150人/年
重点施策2	高齢者クラブやシルバー人材センターの運営に対する支援を通じて、高齢者が社会で活躍する機会を拡充します。また、高齢者の孤独・孤立を予防するために、介護予防教室、交流事業等を行います。	高齢者支援課	補助を行った高齢者クラブ数	49クラブ	49クラブ/年

施策群	取組内容	担当課	評価指標	評価指標の現状値 (令和5(2022)年度)	評価指標の目標値
重点施策5	子育て世代包括支援センター（こども家庭センター型）においては、すべての母子と関わり、心身の状態を把握する母子保健事業を通じて、要支援状態にある母子を早期に把握し、適切な支援につなげます。また、「エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）」を活用し、出産後間もない産婦の育児状況や健康状態を把握します。	こども家庭センター	妊娠届時面談の妊婦の全数面談	全数面談を実施	100%実施/年
重点施策5	国および東京都の女性の健康づくり週間に合わせて、女性の健康づくりに関連した事業やパネル展示を実施します。	健康課	事業回数	1回	1回/年